

新潟薬科大学 研究成果の普及と知的財産に関するポリシー

新潟薬科大学（以下「本学」という。）は、大学の基本的使命が「教育」「研究」「研究成果の普及」であることに鑑み、研究成果を知的財産と位置づけ、これを適切に取り扱うとともに広く社会に普及することを目的に、次のとおりのポリシーのもとで活動します。

（研究成果の位置づけ）

1. 本学は、研究成果が学術、産業及び社会の発展に有益な様々な情報を含む価値ある財産であることから、研究成果を知的財産として位置づけ適切に取り扱います。

（研究成果の保護）

2. 本学は、研究成果の普及にあたり、知的財産である研究成果を保護する必要がある場合には、これを秘密保持契約、特許出願等により適切に保護します。

（産業界・地域社会との連携）

3. 本学は、産業界・地域社会と緊密に連携し、これらを通じて本学の知的財産である研究成果を産業界・地域社会へ普及することに努めます。

具体的には、企画推進業務を産官学連携推進センターが担当し、窓口および事務業務を産官学連携推進センター事務局が担当して推進します。

（普及活動・発明等の届出）

4. 本学職員等は、研究成果の産業界・地域社会への普及活動を推進する場合において、企業等との連携研究及び企業等への技術移転を企図する場合には、研究成果の概要を添えて速やかに産官学連携推進センター運営委員会に届け出ることとします。

また、本学職員等は、研究成果にかかわる発明等をなした場合には、発明等の概要を添えて速やかに本学に届け出ることとします。

（研究成果の普及方策についての審議）

5. 産官学連携推進センター運営委員会及び発明委員会は、届出された研究成果及び発明等の普及方策について審議します。

審議においては、主要な普及方策である「発表」「連携研究」「技術移転」のうち、いずれの方策がより効果的な方策であるか審議します。

（発明等の帰属・承継・出願及び秘密保持契約）

6. 本学は、より効果的であるとした普及方策を推進するにあたり、その発明等を出願し権利化保護することの有効性について審議し、相応の効果が認められた場合には、その発明等の帰属・承継について決定し、出願することを前提に普及方策を推進します。

出願によらず秘匿化保護して普及方策を推進することが有効であると認められた場合には、秘密保持契約の締結を前提に普及方策を推進します。

(発明等の管理)

7. 本学は、承継した発明等についての出願等を適切に管理します。

(秘密情報管理)

8. 本学職員等は、秘密保持することとした研究成果、発明等、普及方策等の推進について、必要な機密の保持に努め、機密情報の流出防止を図ります。

(透明性の確保)

9. 本学職員等は、産業界・地域社会との連携を推進する場合には、透明性が高く、公正かつ公平な活動を推進します。

(制定日：平成29年4月1日)